

番 号 : 150178

国名 : ラオス

担当 : ラオス事務所

案件名 : 保健セクター事業調整能力強化フェーズ2 (保健セクターワイド・コーディネーション・メカニズム機能強化)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 保健セクターワイド・コーディネーション・メカニズム機能強化
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年5月 下旬から2015年6月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0. 35 M/M、現地 0. 93 M/M、合計 1. 28 M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	28日	4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月22日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica. go. jp) への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	保健セクター事業調整管理に係る各種業務
対象国/類似地域	ラオス/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 無し

6. 業務の背景

技術協力プロジェクト「保健セクター事業調整能力強化」（2006年8月-2010年8月）では、保健セクターの事業調整メカニズムであるセクターワイド・コーディネーション・メカニズム（SWCメカニズム）を立ち上げた。また、同メカニズムを通して保健セクター全体のプログラム管理ツールの開発、さらには、このメカニズムを基盤に母子保健統合サービスパッケージ戦略を開発した。この支援により、保健セクター全体の事業調整メカニズムを構築し、単一の政策フレームワークに沿って事業が運営できるようになった。なお、SWCメカニズムとは、政策から実施・技術レベルまで、保健省関係者及び開発パートナーが定期的に一同に会して課題を認識し、情報共有しながら、政策及び実務の計画・戦略を具体化する事業調整メカニズムのことである。構成としては、ラオス保健大臣、WHO、日本が議長となっている保健セクター全体に関して議論する政策レベル部会、またその下に設けられた実務レベル、技術作業レベルの3つの部会から成っている。

ラオス保健省はこれまで多くの開発パートナーからの支援を受け、様々なプログラムやプロジェクトを実施してきたが、単一の長期的計画や戦略の共有がないまま保健省内及び開発パートナー間で連携・調整が不十分なまま個別に行われてきた。その結果、事業間の調整・連携が不十分で、対象課題や対象地域の限定・偏在・重複が生じており、せっかくの援助介入、投入が効率的・効果的に保健状況の改善に結びついていなかった。そのような状況の中、本技術協力プロジェクトを通じて立ち上げられたSWCメカニズムを通じて、保健省はオーナーシップを醸成し、リーダーシップを発揮しながら、保健セクター開発5ヵ年計画などを共有しつつ開発パートナーと協調して課題に取り組み、自らの事業調整能力を強化してきた。また、開発パートナーとしても、それぞれの援助政策や事業計画をラオス側の政策に沿って調整することができるようになってきた。

これを引き継ぐ形で2010年12月から2015年12月までの予定で技術協力プロジェクト「保健セクター事業調整能力強化フェーズ2」（以下「本プロジェクト」）が開始され、SWCメカニズムにおける政策レベル作業部会、実務レベル作業部会、計画財務技術作業部会、保健人材技術作業部会、母子保健技術作業部会の強化を通じ、保健事業のさらなる効率的・効果的な実施を目指し現在活動を続けている。

保健省はSWCメカニズムの各作業部会の役割を定めた保健省の公式文書を作成し、それに基づき機能強化を行ってきた。しかし、同メカニズムが導入されすでに8年が経過しており、期待される機能は少しずつ変わり、取り巻く環境も次第に変化している。当初技術作業部会は3つであったが、現在は食品医薬、保健ケア、衛生予防・ヘルスプロモーションが新たに加わり計6つとなり、更に栄養の技術作業部会の立ち上げも検討されている。また、保健省では、1官房6局から1官房8局に組織変更が行われ、その動きに伴いSWCは官房の所掌業務から新たにできた計画国際協力局に移管された。そして、2013年からは保健セクター改革が始まり、ガバナンスの強化が求められるようになった。さらに、各国代表が出席して全セクターにおける課題等を話し合うラウンドテーブルミーティング（RTM）の提言の実行をフォローする役割をSWCが担うようになっており、求められる役割は徐々に変化してきている。

このような内部及び外部環境の変化と、次期保健セクター5ヵ年計画（2016-2020年）が始まろうとしている現時点で、SWCメカニズムの役割を見直していく必要が出てきた。本専門家は、同メカニズムの各作業グループの役割を定めた保健省の公式文書「Sector-wide Coordination (SWC) Mechanism for Health」の改訂作業を支援するために派遣される。

7. 業務の内容

本業務は、SWCメカニズムの各作業グループの役割を定めた保健省の公式文書「Sector-wide Coordination (SWC) Mechanism for Health」の改訂作業を目的とする。具体的担当事項は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（5月中旬）

ア 「保健セクター事業調整能力強化フェーズ2」の専門家と連絡を取り、事前に関連資料（月例報告書、実施運営進捗報告書等）を確認し、プロジェクトの進捗を把握する。また、その他関連事項等も確認及び情報収集し整理する。

イ ワークプラン（英文）を作成し、JICA本部人間開発部第二グループ第四チーム、JICAラオス事務所にそれぞれ提出する。

(2) 現地派遣期間（5月下旬～6月中旬）

以下の事項について、保健省カウンターパートに助言・指導しつつ、業務を行うこととする。

- ア セクターワイド・コーディネーション・メカニズムの現在の役割の評価調査
- イ セクターワイド・コーディネーション事務局会議における評価調査結果の提示
- ウ 計画・国際協力局国際協力課がセクターワイド・コーディネーション事務局会議で提示する、評価結果を基にしたセクターワイド・コーディネーション・メカニズムおよび各作業グループの役割（TOR）の改訂案の作成支援
- エ セクターワイド・コーディネーション事務局会議での協議結果を基にした「Sector-wide Coordination (SWC) Mechanism for Health」の第2版の英語版ドラフト作成
- オ 現地業務結果をまとめた現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P、本プロジェクト、JICA ラオス事務所に提出・報告する。
- カ 専門家業務完了報告書（和文）要約を作成し、本プロジェクト及び JICA ラオス事務所に提出・報告する。

(3) 帰国後整理期間（6月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）をJICA本部人間開発部へ提出し、活動内容について報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン
英文4部（C/P、本プロジェクト、JICAラオス事務所、JICA人間開発部に各1部）
 - (2) 現地業務結果報告書
（評価結果報告書、改訂された「Sector-wide Coordination mechanism」第2版英語版ドラフトを添付すること）
英文4部（C/P、本プロジェクト、JICAラオス事務所、JICA人間開発部に各1部）
 - (3) 専門家業務完了報告書
和文3部（本プロジェクト、JICA ラオス事務所、JICA 人間開発部に各1部）
- なお、上記成果品の提出は、簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積もりを計上してください）。
成田－バンコク（又はハノイ）－ビエンチャン－バンコク（又はハノイ）－成田が標準の航空路です。
- (2) 直接人件費月額単価
直接人件費月額単価については、2015年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程：2015年5月24日から6月20日を予定。
- ② 現地での業務体制：本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は以下のとおり。（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ）。
 - ア チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
 - イ 母子保健（長期派遣専門家）
 - ウ 業務調整／組織強化（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容：プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおり。

ア 空港送迎：あり

イ 宿泊手配：あり

ウ 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供

エ 通訳傭上：あり

オ 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じアレンジ

カ 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供

(2) プロポーザル提案事項

業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA本部人間開発部保健第二グループ（03-5226-8349）にて閲覧できます。

(4) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効にさせていただきます。

② ラオス国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、ラオス事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上